

おぢや救命サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を任意設置している事業所等と小千谷市消防本部が協力して、各事業所付近で発生した心肺停止事案に対し、救急現場に居合わせた人が速やかにAEDを使用できる環境を整備することにより、早期除細動のできる体制を構築し、社会復帰率の向上を目指すとともに、地域と事業所等が連携し共助の社会をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事業所等 小千谷市及び長岡市川口地域に在する事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 救命サポート事業協力事業所 AEDの貸出し等の協力が可能な事業所等に対して、消防長が救命サポート事業登録証を交付した事業所（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 救命サポート事業登録証 協力事業所に対し、消防長が交付する登録証（以下「登録証」という。）をいう。

(協力事業所の要件)

第3条 消防長は、次の各号に掲げるいずれかの協力を行える事業所等を協力事業所とし、当該事業所等のAED設置情報を消防本部通信指令室に登録する。

- (1) 事業所等付近で発生したAEDを必要とする救急事案に対し、AEDを貸出すことができること。
- (2) 事業所等付近で発生したAEDを必要とする救急事案に対し、救急現場にAEDを届け、可能な場合は応急手当を実施できること。

(協力事業所の登録)

第4条 協力事業所の登録を受けようとする事業所等は、救命サポート事業届出書（別記様式第1号）を消防長へ提出するものとする。

(登録証の交付)

第5条 消防長は、前条の規定による届出をした事業所等が、第3条の要件に該当すると認めるとき、登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

- (1) 登録証を汚損、破損若しくは紛失した場合は、登録証再交付申請書（別記様

式第3号)を消防長に提出するものとする。

(登録証の掲示)

第6条 協力事業所は、登録証を事業所出入口付近の見やすい位置に掲示するものとする。

(協力事業所の公表)

第7条 消防長は、協力事業所の名称、所在地等の情報を小千谷市ホームページ等に公表するものとする。

(登録情報等の変更)

第8条 協力事業所は、緊急連絡先やAED設置場所等に変更があった場合は、登録変更届出書(別記様式第4号)を消防長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 協力事業所は、登録の取消しをする場合は、登録取消届出書(別記様式第5号)を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の届出を受けたとき、または、協力事業所が次の各号に掲げ事由のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 協力事業所が廃業したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により登録されたとき。

(4) 前第3号のほか、登録をすることが適当でないと認めるとき。

3 消防長は、前項の規定により登録を取消したときは、消防本部通信指令室に登録された当該事業所等に関するAED設置情報等を速やかに削除するものとする。

4 前項の規定により登録を取消された事情所等は、消防長に登録証を返還しなければならない。

(費用負担)

第10条 当該事業の協力により生じたAEDに関わる費用は、当該協力事業所が負担するものとする。ただし、AEDパッドは、必要に応じて小千谷市消防本部がその費用を負担する。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、小千谷市消防本部警防課救急係において所掌す

る。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 3月31日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。